

中山間地農業ルネッサンス事業

農山漁村振興課

中山間地農業ルネッサンス事業について

1 制度の概要

(1) 制度の目的

傾斜地などの条件不利地であるとともに、鳥獣被害の増加、高齢化、担い手不足等の厳しい状況に置かれている中山間地において、地域の豊かな自然や景観、気候、風土等の地域資源の維持・継承を図りつつ、棚田の景観等の中山間地の特色を活かした農業の展開による所得確保の促進を図る。

(2) 事業の概要

中山間地農業ルネッサンス事業の取組に係る「国の指針」に則し、複数の市町村単位で中山間地農業の振興を図る「地域別農業振興計画」を都道府県が策定、この計画に基づき、推進事業への支援、支援事業の優遇措置・優先採択が行われる。

(参考) 令和6年度事業優先枠 国全体で411億14百万円(概算決定額)

2 関連事業

(1) 推進事業(計画に基づく地域特性を生かした活動への支援)

中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、収益力向上や販売力強化等に関する取組、複数の集落の機能を補完する農村RMOの形成、デジタル技術の導入・定着に対する支援を実施。

① 中山間地農業ルネッサンス推進事業：計画策定・体制整備等を支援
うち、

元気な地域創出モデル支援：具体的な取組を後押しし、優良事例を創出
地域レジリエンス強化支援：都市部と農村部の連携強化・持続化を支援
中山間地複合経営実践支援：地域の特性を活かした複合経営の実践を支援

② 農村型地域運営組織(農村RMO)形成推進事業
：農村RMO形成、伴走支援体制構築等を支援

(2) 支援事業(優先枠や優遇措置)

多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援や地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承に向けた支援。

- ① 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
- ② 機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業
- ③ 農業農村整備関係事業
- ④ 集落営農活性化プロジェクト促進事業
- ⑤ 持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等支援対策
- ⑥ みどりの食料システム戦略推進交付金のうちバイオマス地産地消対策
- ⑦ 農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策等)
- ⑧ 多面的機能支払交付金
- ⑨ 環境保全型農業直接支払交付金
- ⑩ 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業
- ⑪ 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

(3) 連携事業(中山間地限定事業)

- ① 農山漁村振興交付金(山村活性化対策)
- ② 中山間地域等直接支払交付金

3 地域別農業振興計画について

推進事業への支援及び、各種支援事業の優先採択等を受けるため、中山間地を有する市町村が策定した「将来ビジョン」を、県計画として、事業推進体制や関連事業について地域別（東部・西部・南部）に取りまとめたもの。これまでの取り組みを踏まえ、令和6年1月更新。

(1) 東部地域

ア) 関係市町村

徳島市、鳴門市、吉野川市、阿波市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、神山町、板野町（9市町村）

イ) 取組内容

- ①地域の特色を活かした農業の展開
 - ・担い手確保・育成
 - ・中山間地域の自然条件を活かした農業生産等
- ②都市農村交流や農村への移住・定住
 - ・農家民宿等の取組促進
 - ・移住・定住の促進
- ③地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承
 - ・農地等の地域保全管理の強化・充実
 - ・鳥獣対策の推進
 - ・「農村RMO」の設立推進等

(2) 南部圏域

ア) 関係市町村

阿南市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町（5市町）

イ) 取組内容

- ①次代を担う人材の育成
 - ・新規就農者の育成・支援
 - ・「海部きゅうり塾」の取組支援
 - ・スマート農業の推進・高収益作物の振興
- ②都市農村交流や農村への移住・定住
 - ・体験型教育旅行の推進
 - ・地域と企業等の協働活動、地域資源の活用による農山村活性化を支援。
 - ・生活支援も含めた「地域で支え合うむらづくり」に向け「農村RMO」の設立や活動を支援。
- ③地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承
 - ・水路等の地域資源の管理体制の強化
 - ・集落ぐるみで取り組む鳥獣被害対策の推進等

(3) にし阿波地域

ア) 関係市町村

美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町（4市町）

イ) 取組内容

- ①地域の特色を活かした農林業の展開
 - ・担い手の育成確保
 - ・気象条件を活かした農業生産
 - ・雑穀や在来種の生産の継続等
- ②都市住民交流・外国人旅行者の受け入れ
 - ・農業・観光・食連携による滞在型（体験型）観光の推進
 - ・農泊の拡大等
 - ・移住定住の促進
- ③地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承
 - ・農地等の地域保全管理の強化・充実
 - ・鳥獣対策の推進
 - ・「農村RMO」の設立推進等

中山間地農業ルネッサンス事業

地域別農業振興計画

東部地域

(徳島市、勝浦町、上勝町、鳴門市、吉野川市、阿波市、佐那河内村、神山町、板野町)

令和6年1月

徳島県

1. 地域の概要

徳島県の東部地域は、吉野川や勝浦川などの沖積平野に市街地が形成され、東部は紀伊水道に臨み、西部は吉野川の川中島である「善入寺島」及び両岸に拓けた肥沃な平坦部と四国山地並びに阿讃山脈の中山間地域で構成された自然豊かな地域である。

中山間地域は、吉野川南岸下流域及び勝浦川流域の5市町村（徳島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、神山町）からなる徳島農業支援担当エリア、吉野川北岸下流域の2市町（鳴門市、板野町）からなる鳴門・藍住農業支援担当エリア、吉野川中流域の2市（吉野川市、阿波市）からなる吉野川農業支援担当エリアの3エリアに大別される。

徳島農業支援担当エリアは四国山地における中山間地特有の気候や傾斜地を利用し、すだち、ゆず等の香酸かんきつをはじめ、みかん、うめ、キウイフルーツ等の果樹、シンビジウム、ヒオウギ等の花き、いちご、菜の花等の野菜の生産が行われ、上勝町では高齢者によるつまものである「いろどり」の生産が行われている。

鳴門・藍住農業支援担当エリアは阿讃山脈の南面に形成された傾斜地の降雨量が少なく排水性のよい耕地を生かし、なし、かき、もも、すだち等の果樹、ブロッコリー、レタス等の野菜、特産品の阿波三盆糖の原料となるさとうきびの生産が行われている。また、県東部地域では古くから酪農が行われており、堆肥の流通や飼料用米や稲WC Sの利用など耕畜連携の取組も行われている。

吉野川農業支援担当エリアは、吉野川南岸四国山地の山稜に囲まれた吉野川市旧美郷村では、うめ、すだち、ゆず等の果樹や茶の生産が行われ、旧山川町では、高越山麓と吉野川、川田川に囲まれた山地側でぶどう等果樹、吉野川、川田川沿いの地域で水稻、野菜栽培が行われている。また吉野川北岸阿波市旧市場町、土成町、阿波町は阿讃山麓の急傾斜地を中心にぶどう、かき、うめ等の果樹、緩傾斜地を中心に水稻をはじめ、レタス、ブロッコリー、なす等露地野菜及びトマト、ミニトマト、いちご等の施設野菜、シンビジウム等花きが生産されている。なお、両市の山間地を中心に、酪農、養鶏や養豚等畜産経営が行われている。

2. 現状と課題

(1)対象となる地域の現状

- ① 担い手の減少と高齢化
様々な中山間地域対策を講じているが、依然として人口の現象に歯止めがかからず、農業就業者は平成27年からの5年間で4,060人減少し、令和2年は14,683人となった。また65歳以上が72%占めている。
一例を示すと、基幹作物であるすだち等果樹栽培では、剪定・摘葉・摘果・収穫等の作業が短期間に集中するため、多くの労力を要する。これらの作業は高い技術や効率性が求められ、地域全体の生産者の高齢化による人手不足は産地の存続において、大きな課題となっている。
- ② こだわりのある農産物の生産拡大
点在する農地や地域資源を活用し、所得を確保している先進的な事例もある。上勝町のつまもの、晩茶の生産。また、勝浦町の貯蔵みかん、菜の花、佐那河内村のいちご、神山町のすだち、養鶏等高品質な農畜産物を生産、出荷している。このように、地域に合った農畜産物を選択し栽培することが農業振興の上で重要である。
また、農産物直売所は、会員数が多く多品目を取り揃え、来客数、売り上げともに伸ばしている運営主体も見られ、中山間地域における販売と情報発信の拠点となっている。

③ 都市住民との交流の新たな動き

吉野川市美郷地域においては、「ホテルまつり」や特産のうめの園地を巡る「梅祭り」などが行われている。また、平成20年には梅酒特区の認定を受け、地元産のうめを活用した梅酒づくりが実施され「梅酒まつり」も行われている。このほか、ゆずやすだちを使った加工品の製造・販売や、山間地の景観を活かした農家民宿の営業が行われるなど、地域全体での6次産業化が推進されている。

④ 農地・水路・農道等の管理の低下

肥沃な土壌をもつ農地で、温暖な気候を活かして、米や麦、菜の花やいちご等の野菜、すだちやゆず等の果樹の栽培が行われている。農地・水路・農道等の地域資源は、従来から農業者による共同管理がなされてきたが、施設の老朽化、農村集落の過疎化及び農業者の高齢化により維持管理が行き届かなくなり、「用水が末端まで行き届きにくくなった」、「排水が流れにくく、湛水するようになった」、「農道のくぼみが多く発生した」等の支障をきたしている地域もでてきている。一方、農地においては傾斜地が多く、また従来から各種事業により、農道・水路（用水・排水）等の一定規模の整備がなされたとはいえ、未だ営農条件が十分でない地域もある。このままでは、営農の維持に支障を及ぼしかねず、また地域資源の維持・保全によって形成されてきた里山の景観が悪化し、地域の歴史・文化の存続・継承が難しくなっていくことが心配される。

⑤ 鳥獣被害の拡大

野生鳥獣による令和4年度の農林産物の被害額は鳥獣被害対策の実施により前年度より約500万円減少し、約4,300万円となったが、依然県下全体の約5割を占めている。これは、「集落機能の低下」や「耕作放棄地」の増加等に伴い、山間地や山麓地域を中心に農産物被害が深刻化し、経済的な損失に加えて、営農意欲の減退をもたらしている。

また、作物被害の多い鳥獣は、「イノシシ」「シカ」「サル」の順となっているが、今や野生鳥獣による被害は農林産物の被害だけではなく、住民の生活、安全を脅かす事態になっている。

このため、農林産物を守るばかりではなく、地域と住人を守る立場から、被害防止について対応を進め、効果のある鳥獣害防止対策を地域集落や住民等とともに定着させることが求められる。

⑥ 里山林の荒廃

中山間地域の里山林は、地域における林資源の供給はもとより、良好な景観、水源かん養、国土保全など重要な役割を果たす場所である。しかしながら、人口減少や生活様式の変化により、里山林が適切に維持・管理されない状況にある。

東部地域における森林のうち、私有林の割合は約90%にのぼり、全国割合の57%を大きく上回る。また、私有林所有者総数23,824人のうち不在村森林所有者は5,012人と約21%で、その割合は増加傾向にある。このため、里山林の放置に伴う荒廃は、全国的な進行よりも早いことが予測される。

注：2年目以降は、前年度の事業実施状況も踏まえ作成するものとする。

2. 現状と課題

(2) 地域の課題

① 担い手の確保・育成

中山間地域の特性を活かした果樹・野菜生産や畜産など多様な経営が展開されている実態を踏まえ、経営感覚に優れた認定農業者をはじめ、地域計画に位置づけられた地域の中心となる経営体など、次世代を担う青年農業者や新規就農者、さらに女性農業者など多様な担い手の育成を図る必要がある。

また、農業者の高齢化と農村の過疎化が進む中、適期の作業が困難になっている。労働力確保のために、農作業の新たな支援者とのマッチングやスキルアップへ対応するために無料職業紹介のシステムを構築したが、これをさらに生かすこと、また対象を拡大することが課題である。また、雇用創出の場づくりを支援するとともに、他産業を経験したリターン者など多くの担い手確保が重要である。

② 環境に配慮した農業生産活動支援

環境負荷の軽減に配慮し、安全で消費者が安心して購入することができえる農産物を供給するため、有機物を利用した土づくりや農薬・化学肥料の使用を低減する生産方式を推進する農業者（エコファーマー）や、有機栽培、総合的病害虫・雑草管理等に取り組み農業者を育成し一定の成果をあげている。これを継続し、さらに持続可能な農法を進めることが求められる。

③ 中山間地域の特性に応じた多様な農業の展開

地域の特性を活かした高品質な農畜産物を生産、販売しているが、担い手に関する課題が少なくない。この対策を実施するとともに、中山間地域の競争力強化に向け産地の施設整備等に取り組み、こだわりの農畜産物生産を維持発展させるとともに、新規作物等の導入や農畜産物を有効活用した商品開発（6次産業化）などにより付加価値を高め、さらには農家民宿、農業体験など都市と農村の交流を推進し、農家の収益向上と地域経済の維持を図る。

④ 高齢者・新規就農者でも営農しやすい労働環境の改善、担い手の負担軽減、農道・用排水路等の整備（補修・新設・改良）の必要性

主力産品である米、みかん、すだち、ゆず等といった果樹、菜の花等の野菜の栽培は、農地畦畔、法面や農道、水路法面、さらに周辺林地等の草刈りや水路の浚渫、また、農作物の収穫等の作業に労力を費やしている。このため、農地の耕作条件の改善や農道やかんがい施設の保全管理等の整備を行い、農用地の保全に関する取組に要する担い手の負担を軽減することが必要である。また、集出荷の合理化を図りつつ、農地中間管理機構を通じた担い手への農地集積・集約化や作業受託、法人化・組織化による合理化を進める必要性がある。

⑤ 農地・水路・農道等の管理体制の脆弱化

農地・水路・農道等の共同管理を行う農業者の減少や高齢化が進み、適切な地域資源の保全管理が困難となってきた。このため、水路や農道の劣化が進み、農業者の手に負えない修繕工事も必要となっている。一方で、多面的機能支払交付金を活用して、非農家を含めた管理体制を整えている地区においては、より体制を強化するため、旧市町村界の域を超えた連携、また、水系ごとの連携（上下流連携）等を望む声や意識も高まっている。

⑥ 鳥獣被害対策の広域的な連携

集落ぐるみで学習会、集落環境の改善、防護柵の設置、捕獲などを総合的に、また、住民主体で実施することが必要である。侵入防止柵等を整備したところでは一定の効果を上げているが、施設のメンテナンス等の管理が十分でなく効果が発揮できていない事例が見受けられ、地道な支援が必要である。今後も市町村域を超えた情報交換を進め、連携しつつ効果的な被害対策を講ずる必要がある。また、捕獲した野生鳥獣は地域資源として利用し、中山間地域の所得に変える取組が求められる。

⑦ 里山林の維持・管理体制の見直し

従来、里山林は中山間地域に住む人々により、生活様式に合わせた利活用を通じて適切に維持・管理されていた。しかし、近年では人口減少や過疎化が進行し、里山林の放置が散見されるようになった。

一方、里山林は水源かん養、国土保全、木材をはじめとする林産物の供給など多面的な機能を有しており、中山間地域の住民のみでなく、広く都市部に住む住民もその恩恵を受けている。

このため、従来の担い手である「里山林所有者」はもとより、「新たな枠組み」により里山林を維持・管理する体制の構築が必要である。

注：2年目以降は、前年度の事業実施状況も踏まえ作成するものとする。

3. 課題を踏まえた当該地域の中山間地農業における取組方針 目指す方向性

「活力と魅力にあふれた農山村の創出」を目標に、東部地域の特色ある地域条件を活かした農業生産基盤と生活環境の整備を総合的に推進するとともに、地域ごとの克服すべき課題である、こだわりの農産物の生産拡大、多様な就業機会の創出、生活の利便性の向上などに対し、人や支援策を集中的に配置・実行して目標の実現を図る。

3. 課題を踏まえた当該地域の中山間地農業における取組方針

(1) 地域の特色を活かした農業の展開

目指す将来の姿に向けた取組方針	
	① 担い手の確保・育成 中山間地域において他産業並みの収入を得られる認定農業者を確保・育成するため、農業経営改善計画の作成等に係る指導・助言を行うとともに、改善計画の実現に向けて技術指導等を行う。また、青年就農給付金受給者の営農活動を支援する。地域計画並びに農地中間管理機構関連事業を活用して、効率的に農地を維持できるよう農地の集積・集約を推進する。 ② 中山間地域の自然条件を活かした農業生産 うめ、ゆず、すだち、みかん等の果樹をはじめ、菜の花、いろどり、阿波晩茶、いちご等の多彩な生産活動を支援する。また、環境保全型農業直接支払交付金により、地球温暖化防止や生物多様性保全など自然環境の保全に資する生産方式を導入した農業生産活動を推進するとともに、環境に配慮した「こだわり農産物」を生産する農業者の取組みを支援する。 ③ 6次産業化への取組支援 これまで行われてきたうめやゆず、すだち等の加工品をはじめ、新たな6次産業化に向けた取組みを促進する。 ④ 畜産ブランドの振興 山間地を中心に立地しているブロイラーや養豚、肥育牛農家等において、阿波尾鶏などの県育成ブランドや、独自のブランド牛などの生産に向けた取組みや、東部地域で盛んな生乳生産基盤の強化を支援するとともに、堆肥の円滑な流通や飼料用米等の導入等耕畜連携を促進する。

3. 課題を踏まえた当該地域の中山間地農業における取組方針 (2) 都市農村交流や農村への移住・定住

目指す将来の姿に向けた取組方針	
	① 農家民宿等の取組促進 上勝町、勝浦町、吉野川市美郷地域をはじめ複数の市町において農家民宿や農業体験活動などの取組みが進んでいることから、県ホームページ等を活用したPRに努めるほか、県、市町村関係部局と連携を図りながら、研修会や情報交換の場についての情報共有等を行う。 ② 移住・定住の促進 東部地域管内の市町村役場で取り組まれている移住・定住に向けた各種取組みに対し支援を行う。また、農村の魅力を体験してもらおう都市と農村交流の推進を支援するとともに、Uターンなどによる他地域・他分野からの移住希望者に農村体験の提供や、就業機会の場づくりの支援を行う。

3. 課題を踏まえた当該地域の中山間地農業における取組方針

(3)地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

目指す将来の姿に向けた取組方針

① 農地等の地域保全管理の強化・充実

中山間地域等直接支払制度を活用しつつ、中山間地域の持つ多面的機能の維持を図るとともに、農業生産の不利を是正し適正な農業生産活動を推進する。また、とくしま農山漁村（ふるさと）応援し隊との協働活動を促進することにより、都市と農山漁村地域の保全・活性化を図る。

また、多面的機能支払交付金を活用し、水路や農道等の保全管理体制を強化し、これらの地域資源を適切に管理を行う。

② 鳥獣対策の推進

野生鳥獣の個体数増加によって農作物被害が深刻化・広域化していることから、集中的な捕獲活動により野生鳥獣の個体数を抑制する「緊急捕獲活動」や既存の侵入防止柵の強化等を行う「侵入防止柵の機能向上」等の集中的かつ効果的な被害対策の取組みを推進する。また、捕獲した野生鳥獣をジビエとして活用を図るための取組を検討する。

市町村単位では鳥獣被害対策協議会が、集落単位では中山間地域等直接支払い協定集落等が対策の実施主体となるが、集落ぐるみでの取組みが必須であるため、集落の合意形成が図られるよう支援を行う。

③ 新たな枠組みによる里山林の維持・管理体制の構築

里山林の維持・管理が、市民活動や特定非営利活動など「新しい公共」の受け皿となるよう普及啓発を行うとともに、森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用し、里山林所有者はもとより地域住民や地域コミュニティ、特定非営利活動法人（NPO法人）など多様な主体による「新たな枠組み」で、里山林の維持・管理体制が構築されるよう支援する。

④ 「農村RMO」の設立推進

(1)、(2)及び(3)の取組を総合的に進めるとともに、生活支援も含めた「地域で支え合うむらづくり」を推進するため、複数の農山漁村集落の機能を補完する「農村RMO」の設立を支援する。

3. 課題を踏まえた当該地域の中山間地農業における取組方針
(4)その他

目指す将来の姿に向けた取組方針

4. 推進体制

中山間地農業の推進に当たっては、地域の農業者、住民の自主的な取組に加え、近年、地域の価値を認識し旅行や体験等に訪れる人々など多様な主体が活動し、関与するようになってきている。

しかしながら、多様化する中山間地の課題を地域の人々だけで解決するのは困難である。
このため、県、市町村は、地域段階で「東部地域中山間地農業振興チーム」、県全体を統括する「徳島県中山間地農業振興推進本部」を組織・設置し、JA、土地改良区、農業委員会、農地中間管理機構等とも連携して、地域の人々と協働で課題解決できるよう支援を行っている。

5. 実施事業

(1) 推進事業

事業内容	事業実施主体	事業量	備考
中山間地農業ルネッサンス推進支援（農山漁村振興交付金中山間地農業推進対策（1）中山間地農業ルネッサンス推進事業）	徳島県	一式	
農村型地域運営組織モデル形成支援（農山漁村振興交付金中山間地農業推進対策（2）農村型地域運営組織形成推進事業）	大影RMO推進協議会（仮）	一式	
農村型地域運営組織形成促進支援（農山漁村振興交付金中山間地農業推進対策（2）農村型地域運営組織形成推進事業）	徳島県	一式	

5. 実施事業

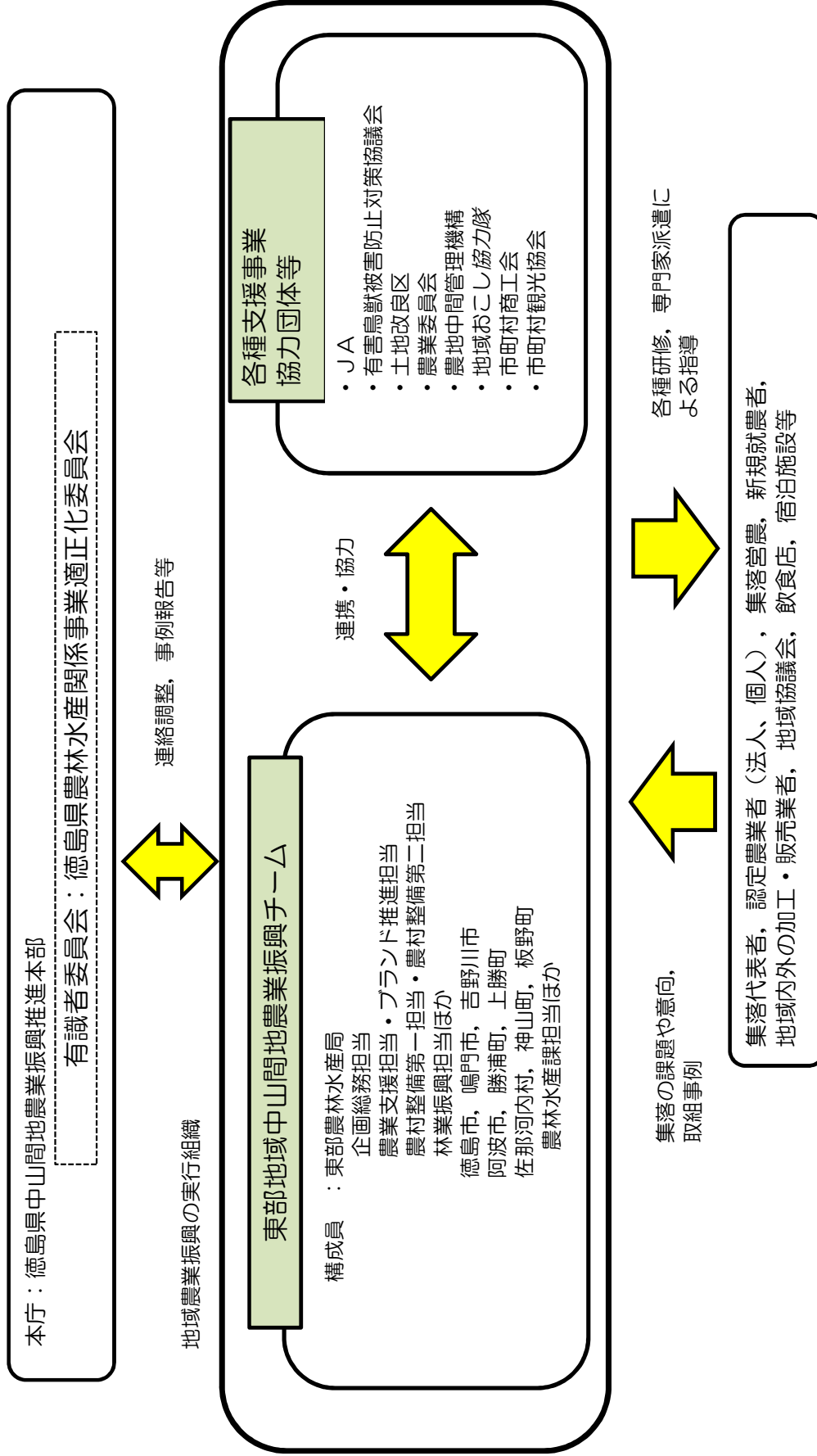
(2) 支援事業

番号	事業内容	事業実施主体	事業量	対象となる 農用地面積 (h a)	着工 年度	完了 年度 (予定)	備考
1	農山漁村地域整備交付金【 農業農村整備関係事業】	徳島県、板名用水土地改良区	一式				
2	多面的機能支払交付金	徳島市、鳴門市、吉野川市、阿波市、勝浦町、神山町、板野町	一式		R 6	R 6	(参考) 令和5年度実績 ルネサンス事業対象活動組織の農地維持支払面積 ・吉野川市 100.74 (ha) ・勝浦町 299.76 (ha) ・上勝町 44.89 (ha) ・神山町 4.23 (ha)
3	環境保全型農業直接支払 交付金	徳島市、鳴門市、吉野川市、阿波市	一式				
4	鳥獣被害防止総合対策交 付金のうち整備事業	徳島市、勝浦町、上勝町、神山町、鳴門市、佐那河内村、吉野川市、阿波市、板野町	推進事業、侵入防止柵一式				
5	森林・山村多面的機能発 揮対策支援事業	神山町	一式				
6	機構集積協力金交付事業のう ち地域集積協力金交付事業	徳島市、鳴門市、吉野川市、阿波市、勝浦町、神山町、板野町、佐那河内村	一式		R 6	R 6	
7	強い農業づくり総合支援交付金の うち産地基幹施設等支援タイプ	石井町養鶏農業協同組合	一式				
8	農業水路等長寿命化・防災減災 事業【農業農村整備関係事業】	徳島県、勝浦町	一式		R 3	R 8	勝浦2期、勝浦3期、阿北揚水機場、山西掛

注1：多面的機能支払交付金及び環境保全型農業直接支払交付金においては、事業実施主体を事業計画画認定主体とする。

注2：適宜項目等を追加（修正）することや関係資料を添付することも可能とする。

県全体の総括



5. 実施事業

(3) その他事業・連携事業

番号	事業内容	事業実施主体	事業量	実施期間	備考

〈添付資料〉

中山間地農業振興指針（平成29年3月1日付け28農振第1964号農村振興局長通知）に示す関係市町村の「将来ビジョン」を添

中山間地農業ルネッサンス事業

地域別農業振興計画

南部地域

(阿南市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町)

令和6年1月

徳島県

1. 地域の概要

南部圏域（阿南市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町）は、徳島県の東南部に位置し、全面積は約1,500km²で県全体の36.2%を占めており、地域的には阿南市の阿南ブロック、那賀町の那賀ブロック、海部郡3町（牟岐町、美波町、海陽町）で構成される海部ブロックの3ブロックに大別され、販売農家戸数は、3,494戸（令和2年）で県全体の24.8%を、耕地面積は、6,523ha（令和2年）で県全体の23.4%を占めている。

また、令和2年（2020年）の「基幹的農業従事者数」は、3,697人と10年前に比べ1,422人減少し、このうち65歳以上の者が2,956人（80%）と高齢化が進んでいる。

2. 現状と課題

(1)対象となる地域の現状

(1)対象となる地域の現状

海・山・川の豊かな自然と温暖な気候に恵まれた「南部圏域」では、農業が地域を支える主要産業となっている。早掘りたけのこ、早期ブロッコリー別に見ると、「阿南ブロッコ」では、豊かな田園地帯が広がり、冬の多日照と温暖な気候を活かした、早掘りたけのこ、早期水稲栽培やキュウリ、ハウスみかん、ハウスメロン、洋ラン、チンゲンサイ、サンチュなどの施設栽培、トンネル洋ニンジン等の栽培が盛んに行われている。

また、「那賀ブロッコ」では、冷涼で気温の日較差の大きい特有の気象を活かし、ゆずやオモト、ケイトウなど地域特産品目が栽培され、日本有数の産地となっている。

特に、「木頭ゆず」では、平成26年度からはE.U加盟国を中心に青果ゆずの海外輸出に取り組み、年々輸出力は増加している。そして、平成29年度には、県内初となる地理的表示保護制度（GIマーク）に登録され、今後、この制度を活用した取組みの強化が望まれる。さらに、地域の6次産業化企業が「木頭ゆずクラスタ協議会」を結成し、木頭ゆずの6次化商品の開発・販売促進に取り組んでいる。さらには、国内大手流通企業と連携し、新たな加工商品の開発や全国展開を行っている。

次に、「海部ブロッコ」では、冬の多日照と温暖な気候を活かしてキュウリ、キク、洋ランなどの施設栽培や、オクラ、菜の花、ブロッコリーなどの露地栽培が盛んであり、畜産についても阿波尾鶏の生産は、県下の約7割を占めている。

特に、移住就農による産地活性化を目指す「きゅうりタウン構想」の取組みについては、地方創生の優良モデルとして全国から注目されている。

一方、中山間地におけるサル、イノシシ、シカなど野生鳥獣による農作物への被害は、南部圏域においても20年前頃から顕著になり、生息域の拡大と生息数の増加にともない被害は拡大傾向にある。

また、中山間地域における里山林は、少子高齢化に伴う過疎化の進行や生活様式の変化などにより適切に維持・管理されない状況にある。さらに、南部圏域では、計画対象民有林における竹林面積が、徳島県内の約45%を占めることから、里山における侵入竹や放置竹林が顕在化している。

令和5年度からは、県下でも、一早く農村RMOに取り組み、加茂谷、椿、赤松地区において協議会が設立された。

注：2年目以降は、前年度の事業実施状況も踏まえ作成するものとする。

2. 現状と課題

(2)地域の課題

(2)地域の課題

南部圏域の新規就農者については、就農希望者はいるものの農地のマッチングや、栽培技術力不足により、定着が進んでいない傾向があり、地域の農家やJA及び行政が一体となって連携した取組みが必要である。

また、新たな人材の確保や労働力不足を補うため、「移住フェア」等での就農希望者の確保や都市部の大学等と連携したインターンシップの実施、また、新規就農者の労働力をサポートする労力補充システムの構築が課題となっている。

また、輸入農産物の増加や消費者の低価格志向による価格低迷の問題、燃油価格の高騰などに対応するため、汎用性を持たせたほ場整備や農道・排水水路整備などの生産基盤の整備、キュウリ・トマト等を生産する次世代園芸技術の導入、GIマークをフル活用した木頭ゆずの輸出や、木頭ゆずに続く6次産業化の成功モデルの構築が必要となっている。

その他、特別栽培米や良食味米などの主食用米のブランド化に加え、飼料用米の栽培推進による米農家の所得向上対策を行う必要がある。

さらに、就農人口の減少に加え、鳥獣被害により、生産意欲の減退だけでなく、生産を中止する例も多く、耕作放棄地の拡大が進み農村環境の保持が出来なくなってきたことから、農業・農村の多面的機能の維持に関する取組みや集落ぐるみで取り組む鳥獣害対策が必要となっている。

また、農業は人が営む「ほんもの」を体験する重要な場であり、農村を活用した体験型観光による交流や学習の機会の提供といった取組みもさらに進める必要がある。

里山林は水源かん養、国土保全、木材をはじめとする林産物の供給など多面的な機能を有しており、その機能は中山間地域の住民のみが享受するものでなく、広く都市部に住む住民も享受している。このため、従来の担い手である「里山林所有者」はもとより、「新たな枠組み」により里山林を維持・管理する体制の構築が必要である。

注：2年目以降は、前年度の事業実施状況も踏まえ作成するものとする。

3. 課題を踏まえた当該地域の中山間地農業における取組方針 目指す方向性

海・山・川がそろった豊かな自然環境に根づいた南部圏域の基幹産業である農業を「もうかる農業」へと発展させていくために、次代を担う人材の育成・確保、生産基盤の整備、地域資源の維持・活用などを推進する。

3. 課題を踏まえた当該地域の中山間地農業における取組方針

(1) 地域の特色を活かした農業の展開

目指す将来の姿に向けた取組方針

1) 新規就農者の育成・支援

地域農業を担う人材を育成していくため、中核的な農業者への支援のほか、新規就農者に対する給付金事業の活用や、農業技術力の向上を図るため、地域の農業者、JA及び行政が一体となった支援組織体制の整備、さらに就農誘致モデルの構築、農商工連携の取組支援等により、青年農業者や新規就農者を重点的に支援する。

また、人材確保や後継者、労働力不足を補うため、「移住フェア」等での就農希望者の確保や、県内外の大学生等を対象にしたインターンシップ、また職業紹介による労働力補完の推進や集落営農組織の育成について取り組む。加えて、省力化技術の確立や農地中間管理機構関連事業を活用した農地集積を推進し、担い手を育成する。

2) 「海部ぎゅうり塾」の取組み

海部郡の特産である促成ぎゅうり栽培を核として地域活性化に取り組む「ぎゅうりタウン構想」では、次代の産地を支えていく新規就農者を育成するため、JAや地域の篤農家と連携し、就農から定着まで一貫した実践的な指導を行うとともに、「海部ぎゅうり塾」の修了生でぎゅうり栽培を開始した新規就農者の栽培面・経営面のサポートを重点的に行う。

3) ブランド産地を支える生産基盤の整備

農業用排水施設や農道網などの生産基盤の整備を行い、優良農地を確保し、担い手への優良農地の集積を図ることや、農業水利施設の老朽化対策を実施し、農業用水の安定供給、良好な排水条件を維持・向上させ、農産物の生産性の向上を図る。

4) スマート農業の推進・高収益作物の振興

「施設キュウリ」等の次世代園芸技術の高度化や中山間地に適したスマート農業の推進、ブランド品目等の高収益作物の振興により、省力化対策・高品質安定生産を図り、新規参入や移住就農を推進する。

5) 木頭ゆず・阿波尾鶏等の輸出、販路拡大、6次産業化の推進

木頭ゆずは、検疫条件の厳しいEU向け青果輸出の取組みや6次産業化の推進により、販路開拓や需要創出が進み、産地の新たな活路を見いだしつつある。また、地理的表示（GIマーク）をフル活用した輸出促進と国内外での展示会への出展及び産地PRの取組をさらに強化する。加えて、木頭ゆずに続く成功モデルの構築のため、相生晩茶や相生の花を活用した6次産業化を推進する。

また、「阿波尾鶏」の輸出拡大に向けて、「地域商社阿波ふうど」や関係機関との連携を図りながら、重点的な輸出先である香港での販売促進や他国・地域への販路拡大および南部地域で盛んな生乳生産基盤の強化を支援する。

その他、中山間地農業の振興に必要な6次産業化商品の開発と販売拡大に努める。

6) ブランド米等の取組

特別栽培や良食味米へのニーズが高まっていることから、阿南市の早場米（阿波美人）や、美波町の特別栽培米（乙姫米）、「阿波尾鶏」生産に伴い生じる鶏ふん堆肥を活用した、耕畜連携による米栽培（牟岐町ハナエチゼン、海陽町コシヒカリ）などについてブランド化を推進する。また、水稻の新技術の導入や米麦等の6次産業化を支援する。

3. 課題を踏まえた当該地域の中山間地農業における取組方針 (2) 都市農村交流や農村への移住・定住

目指す将来の姿に向けた取組方針	
	1) 体験型教育旅行の取り組み 豊かな自然や農業の魅力を最大限に活用した「体験型教育旅行」は、地域活力の向上やにぎわいの創出を図るうえで重要な施策であることから、「南阿波よくばり体験推進協議会」等と連携し、人材の掘り起こしと育成や体験プログラムの設定、コーディネーターとしての体験受入等の調整、誘致に向けたPR活動の強化などについて取り組んでいく。 2) 農山村活性化に向けた支援 過疎化や高齢化に悩む農山漁村集落と、社会貢献・地域貢献の一環として農山漁村地域を応援したい企業・大学・NPOとの協働による農山漁村の活性化に係る活動を支援する。加えて地域資源の掘り起こしや特産品づくり、地産地消の推進に取り組む。 これらと併せ、生活支援も含めた「地域で支え合うむらづくり」を推進するため、複数の農山漁村集落の機能を補完する「農村RMO」の設立や活動を支援する。 3) 移住就農の推進 地域が一体となった就農支援体制により、就農誘致や新規就農者の育成・支援を行うことで移住就農を推進し、地域を担う人材を確保する。

3. 課題を踏まえた当該地域の中山間地農業における取組方針

(3)地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

目指す将来の姿に向けた取組方針

1) 水路等の地域資源の管理体制の強化

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮にあたり、農地・農業用水等の保全のための地域の共同活動により行われる取組みや、中山間地域等における農業生産活動を推進する取組み等を支援する。

2) 資源循環型農業の推進

海部地域で生産される有機質肥料や堆肥を用いた循環型農業（かいふ版耕畜連携）を推進するため、関係機関と連携し、環境負荷を低減した栽培への転換や新品種への取組み、さらに、地域特産物の育成を行うほか、認知度向上と有利販売の実現に向け、地域イベント等でのPR活動や生産者団体の販売促進の支援を行う。また、県南部地域において生産された飼料用米を南部地域で飼養されている阿波尾鶏に給与する地域内流通を実施するため、飼料用米の栽培を推進する。また、地域の未利用資源の有効活用を進める。

3) 集落ぐるみで取り組む鳥獣被害対策の推進

侵入防止柵の設置などのハード整備とモニタリング育成や緩衝帯の設置・捕獲などのソフト対策を組み合わせて、住民が主体となって集落全体で取り組む鳥獣被害対策を推進する。また、捕獲個体の利活用を推進する。

4) 新たな枠組みによる里山林の維持・管理体制の構築

里山林の維持・管理が、市民活動や特定非営利活動など「新しい公共」の受け皿となるよう普及啓発を行うとともに、森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用し、里山林所有者はもとより地域住民や地域コミュニティ、特定非営利活動法人（NPO法人）など多様な主体による「新たな枠組み」で、里山林の維持・管理体制が構築されるよう支援する。

3. 課題を踏まえた当該地域の中山間地農業における取組方針
(4)その他

目指す将来の姿に向けた取組方針

4. 推進体制

中山間地農業の推進に当たっては、地域の農業者、住民の自主的な取組に加え、近年、地域の価値を認識し、旅行や体験等に訪れる人々など多様な主体が活動し、関与するようになっている。

しかしながら、農業者の高齢化や鳥獣被害の深刻さが増している中、こうした地域の人々の努力だけでは課題解決は困難である。一方で、中山間地農業の振興に関わる県、市町の行政職員、JAや土地改良区等の団体職員による個別対応の範囲も、市町村の職員の減少や支店の統合等により限界がある。

このため、県、市町の行政は、地域段階で「南部地域中山間地農業振興チーム」、県全体を統括する「徳島県農林水産関係事業適正化委員会」を組織・設置し、JA、土地改良区、農業委員会、農地中間管理機構等とも連携して、地域の人々と課題解決のために戦略的に支援を行っていく。

1. 南部圏域中山間地農業振興チーム

徳島県南部総合県民局に配置している中山間地域担当（阿南・美波農業支援担当、阿南農村整備担当、美波農村保全担当）を活用し、阿南市農林水産課、那賀町農業振興課、美波町産業振興課、牟岐町産業振興課と協力して「南部圏域中山間地農業振興チーム」を組織し、本庁に設置する「徳島県農林水産関係事業適正化委員会」と連絡・調整を図りつつ、地域の課題解決の促進を図る。

（主な役割）

- ・ J A あなん、J A かいふや地域おこし協力隊等との課題や事例も活用した解決方法の話し合い
- ・ 南部圏域集落代表者会議（リーダー育成研修）の開催
- ・ 個々の集落の状況把握、話し合い等の活動促進
- ・ 集落説明会等の実施に係る連絡調整、専門職員の派遣による現地での指導・助言

2. 徳島県農林水産関係事業適正化委員会

中山間地農業ルネッサンス事業を指導・推進する機能として、本庁に窓口（農山漁村振興課）の他、各支援事業担当部局担当により設置する。また、全県単位で専門知識を有する者を委員として設置されている「徳島県農林水産関係事業適正化委員会」に報告し、中山間地農業の充実・強化のための政策に反映する。

（主な役割）

- ・ 中国四国農政局の各支援事業担当部局、南部圏域中山間地農業振興チームとの連絡・調整
- ・ 中山間地農業ルネッサンス事業について、市町村、農業関係団体等への周知
- ・ 県内モデル活動事例の整理、市町村や県民への情報発信
- ・ 「徳島県農林水産関係事業適正化委員会」への報告・協議（地域将来ビジョン等）

5. 実施事業

(1) 推進事業

事業内容	事業実施主体	事業量	備考
中山間地農業ルネッサンス推進支援（農山漁村振興交付金中山間地農業推進対策（1）中山間地農業ルネッサンス推進事業）	徳島県	推進事業一式	
農村型地域運営組織モデル形成支援（農山漁村振興交付金中山間地農業推進対策（2）農村型地域運営組織形成推進事業）	加茂谷RMO推進協議会 赤松地区農村RMO推進協議会 椿町農村RMO運営組織協議会	一式	
農村型地域運営組織形成促進支援（農山漁村振興交付金中山間地農業推進対策（2）農村型地域運営組織形成推進事業）	徳島県	一式	

5. 実施事業

(2) 支援事業

番号	事業内容	事業実施主体	事業量	対象となる 農用地面積 (ha)	着工 年度	完了 年度 (予定)	備考
1	農村整備事業【農業農村整備関係事業】	徳島県、阿南市、那賀町、那賀川南岸土地改良区	一式				
2	多面的機能支払交付金	阿南市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町	一式		R6	R6	(参考) 令和5年度実績 農地維持支払面積 ・阿南市 64.11 (ha) *阿南市はメソックス事業対象活動範囲の農地維持支払面積 ・牟岐町 127.08 (ha) ・海陽町 155.57 (ha)
3	環境保全型農業直接支払交付金	阿南市、那賀町	一式				
4	機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業	阿南市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町	一式		R6	R6	
5	活動計画策定事業(農山漁村振興交付金農山漁村発イノベーションイノベーション推進事業地域活性化型)	阿南市、美波町	地域活性化対策一式				
6	鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業	阿南市、那賀町、牟岐町、海陽町	侵入防止柵等一式				
7	強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ	那賀町	一式				
8	農山漁村地域整備交付金【農業農村整備関係事業】	徳島県	一式				
9	中山間地域農業農村総合整備事業【農業農村整備関係事業】	徳島県	一式				
10	農業競争力強化基盤整備事業のうち農業競争力強化農地整備事業【農業農村整備関係事業】	徳島県	一式		H12	R8	
11	農業競争力強化基盤整備事業のうち農地中間管理機構関連農地整備事業【農業農村整備関係事業】	徳島県	一式				
12	農業競争力強化基盤整備事業のうち水利施設等保全高度化事業【農業農村整備関係事業】	徳島県	一式				
13	農地耕作条件改善事業【農業農村整備関係事業】	徳島県、(株) 黄金の村	一式		R3	R7	
14	農業水路等長寿命化・防災減災事業【農業農村整備関係事業】	徳島県、阿南市	一式		R3	R7	

注1：多面的機能支払交付金及び環境保全型農業直接支払交付金においては、事業実施主体を事業計画認定主体とする。

注2：適宜項目等を追加（修正）することや関係資料を添付することも可能とする。

5. 実施事業

(3) その他事業・連携事業

番号	事業内容	事業実施主体	事業量	実施期間	備考
	中山間地域等直接支払交付金	阿南市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町	一式	R2～R6	協定数 阿南市 29協定 14.5ha 那賀町 68協定 29.9ha 牟岐町 20協定 16.3ha 美波町 20協定 16.3ha 海陽町 10協定 3.8ha

〈添付資料〉

中山間地農業振興指針（平成29年3月1日付け28農振第1964号農村振興局長通知）に示す関係市町村の「将来ビジョン」を添

県全体の総括

本庁：徳島県中山間地農業振興推進本部

有識者委員会：徳島県農林水産関係事業適正化委員会



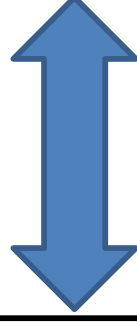
連絡調整、事例報告等

地域農業振興の実行組織

南部圏域中山間地農業振興チーム

構成員：徳島県南部総合県民局
 阿南・美波農業支援担当
 阿南農村整備担当
 美波農村保全担当
 阿南市農林水産課
 那賀町農業振興課
 牟岐町産業課
 美波町産業振興課
 海陽町農林水産課

連携・協力
 （推進会議
 等の実施）



各種支援事業 協力団体等

・JAあなん
 ・JAかいふ
 ・関係土地改良区
 ・農業委員会
 ・農地中間管理機構
 ・地域おこし協力隊
 ・南阿波よくばり体験
 推進協議会



集落の課題や意向、
 取組事例

各種研修、専門家派遣に
 よる指導

集落代表者、認定農業者（法人、個人）、集落営農、新規就農者、地域内外の加工・販売業者、地域協議会、旅行者等

中山間地農業ルネサンス事業

地域別農業振興計画

徳島県にし阿波地域

美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町

令和6年1月

徳島県

1. 地域の概要

徳島県にし阿波地域は、剣山や吉野川をはじめとする豊かな自然や秘境祖谷、うだつの町並みなどの本県を代表する観光資源、半田そうめんや祖谷そばなど風土が育てた伝統的特産品等様々な優れた地域資源に加え、四国三県に接し高速道路や鉄道により四国の交通ネットワークの中心に位置するという地域特性を有している。

経営耕地面積は、1,383haであり、うち田は58%で大部分が吉野川沿いの扇状地に分布している。(2020年農林業センサス)畑は急傾斜地が多く、厳しい条件の中でも、伝統的な農法が引き継がれている。特に山間部を中心に、自給的農家や小規模な販売農家が、増加する野生鳥獣害に悩まされながら地域農業を支えている。洋にんじん、夏秋なす、ブロッコリー、レタス、ゆず、いちごなどが栽培されているほか、堆肥の流通や飼料用米、稲WCSの利用など耕畜連携の取組も行われるなど、中山間地域の特徴を活かした特色あるブランド産地づくりに努めている。

当地域は、「観光圏」「SAVOR JAPAN」「世界農業遺産」3つの認定を受けている日本で唯一の地域であり、農業・食・観光の関係者が連携した取り組みを推進している。

①「観光圏」

平成20年に国土交通大臣から、自然・歴史・文化等において密接な関係のある観光地として、四国で初めて「観光圏」の認定を受けて以来、国際競争力の高い魅力ある観光地域づくりを推進している。

②「SAVOR JAPAN」

平成28年度に創設され、地域の伝統料理、それを支える急傾斜地農業の継承、古民家などの景観を組み合わせた「にし阿波・桃源郷」の実現をビジョンとする取組が認定され、郷土料理、伝統芸能、急傾斜地農法などの地域に伝わる技術の継承、食材となるそばや雑穀などの生産振興、農業・観光・飲食業者の連携によるインバウンド向け商品のブランド化等を進めるとともに、農泊の育成・確保とインバウンドの受入態勢の整備を進めている。

③「世界農業遺産」

平成30年3月に「にし阿波の傾斜地農耕システム」が世界農業遺産に認定された。傾斜地農業の保全・継承と地域の維持発展のため、関係団体と連携し「もうかる農業」への取組み、担い手の育成・確保、国内外への情報発信を推進している。

2. 現状と課題

(1)対象となる地域の現状

①担い手

・管内の農業経営体数は令和2年は1,855経営体であり、平成27年から約23%減少している（2015、2020年農林業センサス）。令和2年に、県、市町、JA及び農業者等の関係者で組織する「にし阿波就農・移住応援隊」を創設し、新農業者フェア（東京、大阪）等に出向き、新規就農者の育成確保に務めている。その結果、県内外から就農希望者が管内の視察に訪れたり、中には次世代人材投資資金（準備型）を受給し、研修を積む者も現れた。

②農産物の付加価値向上

・平成30年度に世界農業遺産ロゴマークを定め「世界農業遺産ブランド」認証制度を創設し、世界農業遺産の認定地域で栽培された農作物や、その加工品を認証している。
・「世界農業遺産ブランド」認証制度を活用し、にし阿波で生産された農産物等の認知度向上や高付加価値化に取り組むとともに、ネット販売やマルシェ、物産展、食品飲料展示会等で販売促進を行っている。

③地産地消・地域内流通

・地元の農産物を販売する管内28箇所の農産物直売所では、専業や兼業など、さまざまな形で取り組む農家が活躍しており、「生きがい」として農業に取り組む農業者も多く、産直市の存在は中山間地域に活気を与えている。

④農泊の取組

・にし阿波地域では、国内外からの一般の旅行者を受入れ、地域の食や体験を提供する「とくしま農林漁家民宿」と、教育旅行として訪れる学生を一般の家庭で受入れ、地域の暮らしを通じて学習させる「体験型教育旅行」の取組を実施している。
・「とくしま農林漁家民宿」については、管内に40軒あり、当該施設に年間2,000人以上の旅行者が宿泊している。
・「体験型教育旅行」については、令和5年度は過去最高の7,000人を超える学生を受け入れており、令和元年度の3,319人の2倍以上となるなど、にし阿波地域における農泊のニーズは拡大している。

⑤鳥獣被害と地域資源の維持管理

・イノシシ、シカなど野生鳥獣による被害拡大は、作付意欲の喪失につながる深刻な問題であり、獣種や地域により異なる対策を実施している。
・捕獲促進と捕獲鳥獣の有効活用として、令和4年度には食肉処理加工施設が新たに1軒開設され、現在管内には5軒の施設が稼働している。
・「中山間地域直接支払制度」や、「多面的機能支払制度」を活用して、農業生産活動や農地等の維持保全活動に取り組まれている。

⑥里山林の荒廃

にし阿波地域では、計画対象民有林のうち広葉樹面積が、徳島県内の約40%を占めており、従来より薪の生産が盛んであった。しかし、少子高齢化に伴う過疎化の進行や生活様式の変化など社会的要因により、徐々に薪の生産は減少するとともに、不在村森林所有者は増加傾向にあり、里山林が適切に維持・管理されない状況である。

注：2年目以降は、前年度の事業実施状況も踏まえ作成するものとする。

2. 現状と課題

(2)地域の課題

①担い手の確保

- ・担い手のなかでも世界農業遺産に認定されている傾斜地農耕システムの継承のための担い手の確保が急務である。
- ・Uターンで就農された方や、お茶栽培のボランティア活動を行うNPO法人など、地域の農業を支える担い手の取組を支援し、地域農業の維持・発展を図る必要がある。
- ・多様な担い手となっている体験型教育旅行の受入れ家庭や農林漁家民宿の経営者の高齢化が進んでおり、新規参入者の育成や確保が課題である。

②農畜産物の付加価値向上

- ・いちごや柿、夏秋なすやトマト、山菜、ブロッコリーなどの多彩な農畜産物のブランド化や特産品化を進め、もろかる農業を実現させる。
- ・雑穀などの在来種の作物の販売方法の検討や6次産業化により、農業所得向上を図る。
- ・農作物被害対策となる「阿波地美栄」、日本一の生産量JAS認定地鶏「阿波尾鶏」、イヌラム圏への輸出が可能な「ハラル対応和牛」、LED酵母仕込みの「地酒」等の特産物の知名度の向上と販路拡大を図る。

③地産地消・地域内流通

地域の農産物等を地域内の飲食店や宿泊施設、観光施設等で利用するための流通が望まれている。

④農泊実践者の育成・確保

- ・体験型教育旅行の受入れについては、令和5年度は過去最高の約7,000人の生徒を受入れている一方で、受け入れられる生徒数の上限を超え、旅行者を県外に幹旋している現状があるため、受入家庭を拡大する必要がある。
- ・農泊実践者の高齢化により、休業する農泊施設が出てきており、農泊の取組を推進するためには、休業している施設の再稼働や、新規参集者の育成・確保が課題である。
- ・インバウンド回復傾向や訪日教育旅行の受入再開による農泊経営者の機運の高まりを逃さないためにも、インバウンド獲得に向けた受入環境整備やプロモーションを強化する必要がある。

⑤鳥獣被害対策と農地等の地域保全管理

- ・獣種や地域により対策方法が異なることから、集落ごとに対応を考え、実施に向けて集落を取りまとめる「リーダーの育成」が必要である。
- ・高品質のジビエを生産するためには専門的な加工処理技術が必要であり、定期的な研修を実施するなど、人材の育成と確保に取り組む必要がある。
- また、販路拡大による販売先の確保、需給調整の施設整備など、獣肉処理を「業」として安定化させる必要がある。
- ・高齢化の進行等により農地等の地域資源を保全管理する体制が弱体化しており、外部人材の活用等による強化が課題となっている。

⑥里山林の維持・管理体制の見直し

従来、里山林は中山間地域に住む人々により、生活様式に合わせた利活用を通じて適切に維持・管理されていた。しかし、近年では、少子高齢化に伴う人口減少や過疎化が進行し、里山林の放置が散見されるようになった。

一方、里山林は水源かん養、国土保全、木材をはじめとする林産物の供給など多面的な機能を有しており、その機能は中山間地域の住民のみが享受するものではなく、広く都市部に住む住民も享受している。

このため、従来の担い手である「里山林所有者」はもとより、「新たな枠組み」により里山林を維持・管理する体制の構築が必要である。

注：2年目以降は、前年度の事業実施状況も踏まえ作成するものとする。

3. 課題を踏まえた当該地域の中山間地農業における取組方針 目指す方向性

若い担い手が誇りをもって心豊かに暮らせる地域の創造を目標に、「観光圏」「SAVOR JAPAN」「世界農業遺産」のトリプル認定を最大限活かした地域経済活性化を図る。
この計画は、「第3期徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画（令和3～令和6年度）」、「徳島県西部圏域振興計画（第5期）～し阿波振興計画～（R6～10年度）」等、各種計画との整合性を図る。

3. 課題を踏まえた当該地域の中山間地農業における取組方針

(1) 地域の特色を活かした農業の展開

目指す将来の姿に向けた取組方針	
	①担い手の育成確保 ・若者、移住就農希望者、定年帰農者等、地域の特性を活かした営農経営モデルに取り組み担い手を確保・育成することにより、産地の維持・発展を支援する。 ・世界農業遺産「にし阿波の傾斜地農耕システム」保全のため、SDGs教育やボランティア等による保全活動を推進することにより、次世代への継承を図る。 ・市町、農地中間管理機構と連携し、農業法人等の大規模経営体への農地の集積・集約を促進する。 ②地域の気象条件を活かした農業生産 ・ごうしゅいもやそば、雑穀といった、にし阿波ならではの農産物をはじめ、いちごや夏秋なす、山菜、ブロッライナーなどの多彩な農畜産物のブランド化や特産品化を推進し、もうかる農業を実現させる。 ・高冷地における夏秋いちごを核に平野部での促成いちごとの組み合わせによる安定経営モデルを確立し、周年いちご産地における新規就農者の育成を図る。 ③地域の特色を活かした農林産物の付加価値向上 ・「世界農業遺産ブランド」認証の活用により、傾斜地で生産された農産物の差別化を図る。 ・農業と観光の関係者の連携により、飲食店や宿泊施設、観光施設等での地域農産物の利用を促進する。 ・「そらのそば協力店」、「うまいよ！ジビエ料理店」等、県の認定制度を活用した地域生産物の生産と利用拡大を図る。 ・未利用木質バイオマス資源（切り捨て間伐材等）・特用林産物（漆・三叉・果樹・広葉樹等）の利用を図る。 ④雑穀や在来種の生産の継続 ・生産組織の育成と、省力化、新たな加工品の開発による生産拡大や高付加価値化に取り組む。 ・研究機関と連携し、在来種の保存に取り組む。 ⑤持続可能な農業が実現 ・有機質資材の施用による土づくり、土壌診断を踏まえた適正施肥、総合防除の実践による化学農薬の使用量低減技術の普及推進、省エネ機器の導入など持続可能な農業の浸透に向けた支援を実施する。

3. 課題を踏まえた当該地域の中山間地農業における取組方針

(2) 都市農村交流や農村への移住・定住

目指す将来の姿に向けた取組方針

- ① 農業・観光・食連携による滞在型(体験型)観光の推進
 - ・ 観光圏事業との連携、SAVOR JAPANの情報発信を活用した取り組みを推進する。
 - ・ 「SDGs」や「サステイナブル」といった新たな視点での滞在型観光の新規プログラムの開発や宿泊、観光施設での衛生対策やおもてなしについての研修の実施、オンラインによる旅行会社などへの営業や商談会への参加、SNSを活用した多言語での情報発信等を行い、「伝統食」や「農泊」での自然と一体となった暮らし体験等の仕掛けを行っていく。
 - ・ 道の駅等の産直市や農家レストランにおいて、地域農産物や加工品の販売が促進されるよう、関係者の連携を図る。
- ② 農泊の拡大
 - ・ にし阿波地域において、旅行者の需要が拡大している農泊の取組を推進するため、休業中の農泊施設の再稼働や新規参入者の育成・確保に取り組む。
 - ・ 一般社団法人そらの郷をはじめ、関係者との連携の体制を強化するとともに、各種補助制度を利用、積極的に推進する。
 - ・ 農泊に取り組む農家のスキルアップ研修やアンケート分析等により、フォローアップを行い、農泊をビジネスとして推進する。
 - ・ 予約決済の仕組みづくりやキャッシュレス化、体験コンテンツの高付加価値化等に取り組み、農泊実践者の収益増加につなげる。
- ③ 移住定住の促進
 - ・ 多様な担い手のやる気と能力を活かした農業振興と、インバウンドを核とした観光振興との融合を図り、交流から関係人口・定住人口の拡大へとつなげる。

3. 課題を踏まえた当該地域の中山間地農業における取組方針

(3)地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

目指す将来の姿に向けた取組方針
①農地等の地域保全管理の強化・充実 ・人材や資金の外部サポートの活用を推進する。 ・中山間地域等直接支払交付金等の活用や、とくしま農山漁村（ふるさと）応援し隊との協働活動を促進し、農業生産と多面的機能の維持保全と活性化を図る。 ・多面的機能交付金を活用し、水路や農道等の保全管理を行う。 ②鳥獣対策の推進 ・有害鳥獣の侵入を防止する防護柵・緩衝帯の設置やメンテナンス、見回り・追い払いなどの適切かつ効果的な被害防止対策を推進し、農作物被害の軽減につながる農業者の活動を支援する。 ・捕獲促進と捕獲鳥獣の有効活用として稼働して加工処理施設の人材の育成と確保、販路拡大による販売先の確保等を推進する。 ③新たな枠組みによる里山林の維持・管理体制の構築 ・里山林の維持・管理が、市民活動や特定非営利活動など「新しい公共」の受け皿となるよう普及啓発を行うとともに、森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用し、里山林所有者はもとより地域住民や地域コミュニティ、特定非営利活動法人（NPO法人）など多様な主体による「新たな枠組み」で、里山林の維持・管理体制が構築されるよう支援する。 ④「農村RMO」の設立推進 （１）・（２）及び（３）の①～③の取組を総合的に取り組むとともに、生活支援も含めた「地域で支えあうむらづくり」を推進するため、複数の農山漁村集落の機能を補完する「農村RMO」の設立を支援する。

3. 課題を踏まえた当該地域の中山間地農業における取組方針
(4)その他

目指す将来の姿に向けた取組方針	
-----------------	--

4. 推進体制

中山間地農業の推進に当たっては、地域の農業者、住民の自主的な取組に加え、近年、地域の価値を認識し、旅行や体験等に訪れる人々など多様な主体が活動し、関与するようになっていく。

しかしながら、農業者の高齢化や鳥獣被害の深刻さが増している中、こうした地域の人々の努力だけでは課題解決は困難である。一方で、中山間地農業の振興に関わる県、市町の行政職員、JAや土地改良区等の団体職員による個別対応の範囲も、市町の職員の減少や支店の統合等により限界がある。

このため、県、市町の行政は、地域段階で「にし阿波地域中山間地農業振興チーム」、県全体を統括する「徳島県中山間地農業振興推進本部」を組織・設置し、JA、土地改良区、農業委員会、農地中間管理機構等とも連携して、地域の人々と課題解決のために戦略的に支援を行っていく。

1. にし阿波地域中山間地農業振興チーム

平成29年度より西部総合県民局農林水産部に配置している中山間地域担当（食農・企画担当、農業支援・にし阿波ブランド推進担当、農村保全担当）を活用し、美馬市農林課・観光課、三好市農林政策課・まると三好観光戦略課、つるぎ町産業経済課、東みよし町産業課と協力して「にし阿波地域中山間地農業振興チーム」を組織し、本庁に設置する「徳島県中山間地農業振興推進本部」と連絡・調整を図りつつ、地域の課題解決の促進を図る。

（主な役割）

- ・JA美馬、JA阿波みよしや地域おこし協力隊等との課題や事例も活用した解決方法の話し合い
- ・個々の集落の状況把握、話し合い等の活動促進
- ・集落説明会等の実施に係る連絡調整、専門職員の派遣による現地での指導・助言

2. 徳島県中山間地農業振興推進本部

中山間地農業ルネサンス事業を指導・推進する機能として、本庁に窓口（農林水産部農山漁村振興課農山村環境担当）の他、各支援事業担当部局担当により設置する。また、全県単位で地域活性化団体や農業関係者団体等の関係者を委員として設置されている「徳島県農林水産関係事業適正化委員会」に報告し、中山間地農業の充実・強化のための政策に反映する。

（主な役割）

- ・中国四国農政局の各支援事業担当部局、「にし阿波地域中山間地農業振興チーム」との連絡・調整
- ・中山間地農業ルネサンス事業について、市町村、農業関係団体等への周知
- ・県内モデル活動事例の整理、市町村や県民への情報発信
- ・「徳島県農林水産関係事業適正化委員会」への報告・協議（地域将来ビジョン等）

5. 実施事業

(1) 推進事業

事業内容	事業実施主体	事業量	備考
中山間地農業ルネッサンス推進支援（農山漁村振興交付金中山間地農業推進対策（1）中山間地農業ルネッサンス推進事業）	徳島県	一式	
農村型地域運営組織モデル形成支援（農山漁村振興交付金中山間地農業推進対策（2）農村型地域運営組織形成推進事業）	群里RMO推進協議会（仮）	一式	
農村型地域運営組織形成促進支援（農山漁村振興交付金中山間地農業推進対策（2）農村型地域運営組織形成推進事業）	徳島県	一式	

5. 実施事業

(2) 支援事業

番号	事業内容	事業実施主体	事業量	対象となる 農用地面積 (ha)	着工 年度	完了 年度 (予定)	備考
1	農村整備事業【農業農村整備関係事業】	徳島県、美馬市、三好市、つるぎ町	一式				
2	多面的機能支払交付金	美馬市、三好市、つるぎ町	一式		R6	R6	(参考) 令和4年度実績 ・美馬市 180.41 (ha) ・三好市 322.59 (ha) ・つるぎ町 70.94 (ha)
3	環境保全型農業直接支払交付金	美馬市、つるぎ町	一式		R2	R6	(参考) 令和4年度実績 ・美馬市 9.5 (ha)
4	森林・山村多面的機能発揮対策交付金	美馬市、三好市、つるぎ町	一式				環境保全 (里山) 資源利用ほか 6団体
5	農山漁村地域整備交付金【農業農村整備関係事業】	徳島県	一式				
6	中山間地域農業農村総合整備事業【農業農村整備関係事業】	徳島県	一式				
7	農業競争力強化基盤整備事業のうち農業競争力強化農地整備事業【農業農村整備関係事業】	徳島県	一式		H29	R7	
8	農業競争力強化基盤整備事業のうち水利施設等保全高度化事業【農業農村整備関係事業】	徳島県	一式		R6	R7	曾江谷
9	農業水路等長寿命化・防災減災事業【農業農村整備関係事業】	徳島県、三好市、東みよし町	一式		R4	R7	曾江谷2期、美馬南岸、中岩倉排水機場、黒田足代3、河内谷2期、小川谷
10	機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業	美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町	一式		R6	R6	
11	定住促進・交流対策型 (農山漁村振興交付金 (1) 農山漁村発イノベーション対策のうちイ 農山漁村発イノベーション整備事業)	美馬市	一式				
12	農泊推進型 (a 農泊推進事業) (農山漁村振興交付金 (1) 農山漁村発イノベーション対策のうちア 農山漁村発イノベーション推進事業)	にし阿波～剣山・吉野川観光協議会	一式		R6	R7	

注1：多面的機能支払交付金及び環境保全型農業直接支払交付金においては、事業実施主体を事業計画画認定主体とする。

注2：適宜項目等を追加（修正）することや関係資料を添付することも可能とする。

5. 実施事業

(3) その他事業・連携事業

番号	事業内容	事業実施主体	事業量	実施期間	備考
1	中山間地等直接支払交付金	美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町	一式	R2～R6	協定数 美馬市 44地区 214ha 三好市 49地区 170ha つるぎ町 27地区 27ha 東みよし町 21地区 114ha

〈添付資料〉

中山間地農業振興指針（平成29年3月1日付け28農振第1964号農村振興局長通知）に示す関係市町村の「将来ビジョン」を添

<組織体制図>

県全体の総括

本庁：徳島県中山間地農業振興推進本部

有識者委員会：徳島県農林水産関係事業適正化委員会

地域農業振興の実行組織

連絡調整、事例報告等

にし阿波地域中山間地農業振興チーム

<構成員>

西部総合県民局農林水産部
食農・企画担当
農業支援・にし阿波ブランド推進担当
農村保全担当
美馬市 農林課
三好市 農林政策課
つるぎ町産業経済課
東みよし町産業課
まると三好観光戦略課

連携・協力



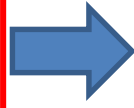
各種支援事業協力団体等

- ・JA
- ・有害鳥獣被害防止対策協議会
- ・土地改良区
- ・農業委員会
- ・農地中間管理機構
- ・地域おこし協力隊
- ・集落支援員
- ・市町商工会
- ・市町観光協会
- ・一般社団法人そらの郷
- ・にし阿波～剣山吉野川観光圏協議会
- ・徳島剣山世界農業遺産推進協議会

集落の課題や意向、
取組事例



各種研修、
専門家派遣による指導



集落代表者、認定農業者（法人、個人）、集落営農、新規就農者、
地域内外の加工・販売業者、飲食店、宿泊施設、旅行者等